

小郡市立学校の教育職員に関する 業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月
小郡市教育委員会

目次

1. 計画の目的・現状2
2. 目標3
3. 計画の期間3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて...6

1. 計画の目的、現状

(1) 計画の目的

教育職員の勤務環境を改善することにより、働きやすさと働きがいとを両立させ、学習指導要領等において目指されている理念や小郡市学校教育の目標像の実現に向けてよりよい教育を行うことができるようにする。

(2) 本市の現状

本市では、平成30年6月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「小郡市教職員の働き方改革取り組みの指針」(以下「指針」という)を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間以下の割合	月45時間超え～月80時間以下の割合	月80時間を超えた割合
小学校	月 30 時間	77.01%	21.26%	1.73%
中学校	月 42 時間	59.05%	30.98%	9.97%

時間外勤務の状況は年々改善してきているが、上記のとおり時間外在校等時間が月45時間を超える割合が、小学校では22.99%、中学校では40.95%という状況となっている。

近年、対処困難な生徒指導事案や過剰な苦情・要求等を申し入れる保護者への対応、行き渋りの状態にある児童生徒への対応等、教職員の勤務状況は困難さを増している。このため、学校への人的サポート体制整備、校務のICT化や部活動地域展開等を図ることによって、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

国においては1箇月時間外在校時等時間が45時間以下の割合を100%とすることを掲げており、その目標に近づけることを目指して取り組みを進める。

2. 目標

○ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおり。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を 80%以上にする
 - ・1箇月時間外在校等時間が80時間超えの割合を 0%にする
- ※毎年度の勤務実態を把握の上、次年度の目標値を教育施策実施計画上で示します。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【カッコ内は令和6年度の数値】

- ・ストレスチェックにおけるストレス状況について「職場環境によるストレス」を感じると回答した割合を15%まで減少させる【22.6%】
- ・教育職員が、生き生きと教育活動に取り組み、ストレスチェックにおいて働きがいを実感したと回答する割合を45%以上にする【38.1%】

3. 計画の期間

令和8年4月1日～令和12年3月31日

※期間中であっても必要に応じて随時見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

○ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担うべき業務

■ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・交通安全ボランティア等、保護者・地域住民による通学路の見守り活動を推進する。

■ 児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・学校警察連絡協議会等において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

■ 給食費の公会計化（「3分類」③関係）

- ・既に公会計化を実施している市町村の情報を収集し、実施体制の整備を進め、教職員の負担が軽減されるよう給食費の公会計化に取り組む。

■ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応(「3分類」⑤関係)

- ・ 過剰な苦情等に対応する学校への相談支援体制を充実させるとともに、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等により、学校の負担を軽減するための体制を構築する。
- ・ 学校に設置している固定電話機について、通話録音機能及び通話録音の事前告知のアナウンス機能を持った電話機の導入に向けて、研究調査を進める。

ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務

■ 調査・統計等への回答(「3分類」⑥関係)

- ・ 校務支援システム(C4th)の機能等を活用することによって、市教育委員会から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・ 調査の必要性、内容の重複、頻度、提出期限・時期、様式の簡素化、ICT機器の活用の観点から、調査の見直しを継続的に実施する。

■ 学校プールや体育館等の施設・設備の管理(「3分類」⑨関係)

- ・ 小学校における水泳授業の民間委託事業を継続する。
- ・ 学校体育館及びグラウンドの地域開放施設の利用について、市教育委員会スポーツ課においてオンラインシステムによる管理を行う。

■ 部活動の地域展開(「3分類」⑬関係)

- ・ 令和9年度中に、原則、休日の全ての部活動の地域展開を実現する。
- ・ 平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、国や県の事業を活用して、単独で部活動の指導や引率を行うことができる部活動指導員を配置する。また、先進自治体の平日移行の取り組みについて研究する。

ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

■ 授業準備、学習評価や成績処理(「3分類」⑮⑯関係)

- ・ 県教育委員会及び教育研究所の授業改善・評価方法等に関する情報を提供すると共に、各学校における教材の共同開発やデジタル化、共用等を推進し、授業準備の効率化を図る。
- ・ 小学校における2学期制を継続し、テストや評価の回数を減らすことにより、教員の負担を減らす。また、小学校での成果をもとに、中学校の2学期制導入に向け検討を進める。

■ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応(「3分類」⑲関係)

- ・ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等配置を行い、積極的な活用

を促進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・ 医療的ケア看護職員、特別支援教育サポーター等人材の学校への派遣を拡充する。
- ・ 校内教育支援センター(SSR)について、既に設置した学校の課題や成果を踏まえ、未設置校への設置を拡大する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。
また、年間総授業数については、1,086単位時間以下になるよう編成する。
- ・ 国の事業指定(「教育課程柔軟化サキドリ研究校事業」)を受け、教育課程の柔軟な編成について研究を進め、成果を市内に広げる。
- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ C4th等、デジタル活用による教育DXを推進し校務の効率化を図る。
- ・ 教員が効果的にICT活用していくことができるよう、ICT支援員を配置するとともに、ICT関連機器の問い合わせ対応先としてGIGAスクール運営支援センターを設置する。
- ・ 定時退校日を含め、学校への電話の受付は、原則午後5時半までとする。以降は、留守番電話対応(原則午後5時半から翌日午前8時まで)とする。
また、各学校において令和8年度中にtetoru等連絡ツールの導入による体制整備を検討する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。
- ・ 長期休業者(産休・育児休業、長期休業)を除く教職員のストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場改善の改善を推進する。
- ・ 夏季休暇期間中や年末年始等で10日間の連続休暇を取得しやすいように学校閉庁日を設定する。

- ・長期休業等の期間中の時差出勤制度について、令和8年度中に導入する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 本計画及び取組の検証改善

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間や勤務実態の状況を把握・確認し、毎年度、小郡市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校については、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・学校訪問やコミュニティスクール交流会等の機会を通して、当事者である教職員をはじめ、地域・保護者・これからの教育の主体となる子どもたちの意見を聴取する機会を充実させ、今後の本計画の検証改善に生かす。

(2) 本計画に基づく学校支援体制づくりの推進

- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・学校での児童生徒等及び教職員の支援に当たる専門スタッフ、支援員等の人材の配置充実に努める。(※別紙)

(別紙)配置状況一覧 ※令和7年度現在

スクールカウンセラー(SC)

スクールカウンセラー(以下「SC」という。)は、臨床心理士等の「心の専門家」であり、その専門性を生かして、児童生徒が抱える悩み・不安・ストレスなどを直接和らげると共に、学校や関係機関等と連携して、学校における相談体制の充実を図ります。

(配置の状況)

- ・県のSC等活用事業を活用し、全小中学校にSCを1名ずつ配置しています。
- ・市として教育センターに1名、小学校対応のために、拠点校(三小小学校)に1名のSCを配置しています。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

スクールソーシャルワーカー(以下「SSW」という。)は、社会福祉士や精神保健福祉士等の「福祉の専門家」で、児童生徒に影響を及ぼしている学校・家庭・地域の環境の改善に向けた取組を行っています。

(配置の状況)

- ・市として教育センターに3名のSSWを配置し学校を巡回します。

スペシャルサポートルームサポーター

学校には行けるが教室に入りづらい子どもたちにスペシャルサポートルームにおいて教室とオンラインで結んだ学習支援や児童生徒、保護者に対する教育相談を行います。

(配置の状況)

- ・市として小学校4校(小郡小、三小、東野小、のぞみが丘小)に配置。

【市費負担支援員等】

・特別支援教育サポーター

障がいのある児童生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助等行ったりしています。

(配置の状況)・市として小中学校に配置しています。

・学習支援員

学習定着度に応じた細やかな指導を図るためのティームティーチング指導等を行う。

(配置の状況)・市として小中学校に配置しています。

・学習支援員(専科)

小学校中学年以上における教科指導の専門性を持った教師を受け持つ教科担

任制を推進します。

(配置の状況)・市として小学校に配置しています。

・学力向上支援員

中学校において、少人数授業等を行い、学力向上を図る

(配置の状況)・市として中学校に配置しています。

・ICT支援員

教職員が効果的にICTを活用できるように支援を行います。

(配置の状況)市として4名を配置し13校を巡回しています。

・部活動指導員

部活動顧問の負担軽減及び生徒に専門的指導を行います。

(配置の状況)・市として中学校に配置しています。

・日本語指導支援員

日本語の理解が難しい児童生徒の日常のサポートを行います。

(配置の状況)・市として支援が必要な小中学校に配置しています。

ALT(英語指導助手)

小学校外国語活動、外国語科の導入に伴い、時数増加への対応と学校での指導の支援のためにALTを5名配置しています。

小学校英語専科指導教員

小学校外国語活動、外国語科の導入に伴い、小学校での指導の支援のために英語専科指導教員3名を配置しています。

日本語指導教員

日本語指導を必要とする児童生徒が在籍する学校へ巡回し、学力保障等の支援の充実を図る。

スクールサポーター(SS)

スクールサポーターは、県警本部長が委嘱する非常勤の嘱託員(公務員)で、経験豊富な退職警察官です。警察署管内の小中学校等に直接赴き、学校と警察署のパイプ役となって児童生徒の非行防止と犯罪被害防止を図るための活動を行っています。

(配置状況)

・小郡警察署に1名配置されています。

小郡市「勤務環境改善」実現のための推進構想

